

情報提供とアフターサービス

ご契約後のお手続きは住友生命が行います。

住友生命のお問合せ窓口  **0120-506081**

〈受付時間〉月～金曜日：午前9時～午後6時／土曜日：午前9時～午後5時（日曜・祝日・12/31～1/3を除く）
※証券番号をあらかじめお確かめのうえ、契約者等ご本人さまがお電話ください。

お知らせ 「ご契約内容のお知らせ」を送付します。

住友生命からご加入の契約内容の現況等についてお知らせします。
※郵送による通知またはスミセイダイレクトサービスにてご確認ください。

インターネット お客さまご自身で、ご契約後の各種お手続き（住所変更等）や契約内容の照会ができる「スミセイダイレクトサービス」をご利用いただけます。

参照 P17～19「ご契約後の安心サービス」をご確認ください。
※満18歳未満の契約者は本サービスをお申し込みいただけません。

〈ご利用時間〉月～土曜日：午前8時～午後11時45分／日曜日：午前8時～午後8時（祝日・12/31～1/3を除く）

ホームページ <https://www.sumitomolife.co.jp>

生命保険募集人について

この保険商品のご検討に際しては、必ず外貨建保険販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと住友生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して住友生命が承諾したときに有効に成立します。また、ご契約の成立後に契約内容の変更等をされる場合にも、住友生命の承諾が必要となることがあります。

募集代理店からのお知らせ ～生命保険契約の金融機関でのお取扱いにあたって～

- 募集代理店である金融機関が保険商品の提案を行うにあたり、お客さまとの取引に関する情報（預金・為替取引・融資等の情報）について、お客さまの同意を得たうえで、お客さまへのコンサルティング上必要な範囲において利用することがあります。
- 保険契約のお申込みと、保険契約締結に係るお客さまと募集代理店である金融機関との取引が、金融機関におけるお客さまに関する他の業務に影響を与えることはありません。
- 本商品は住友生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構の保護の対象ではありません（預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません）。
- 募集代理店が定める募集指針および相談窓口については募集代理店にご確認ください。

！ ご検討にあたっては、「ご契約のしおりー定款・約款」「ご提案内容説明書（設計書）」を必ずご確認ください。
詳細は、住友生命の募集代理店までお気軽にご相談ください。

この「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット」の記載は、2022年4月現在のものです。
各種お取扱い等、将来変更されることがあります。

〔募集代理店〕

〔引受保険会社〕

 **住友生命保険相互会社**

本 社 〒540-8512 大阪市中央区城見 1-4-35
電話 (06)6937-1435（大代表）

〈ホームページ〉 <https://www.sumitomolife.co.jp>

住友生命の終身保険「ふるはーとJロードグローバルⅡ」  Face to Face

しんきん らいふ 終身S

5年ごと利差配当付指定通貨建終身保険（一時払い）(19)Ⅱ型

職業のみの告知で、
30歳～90歳
の方がお申し込みいただける
**指定通貨建
一時払終身保険**
です。


商品紹介動画
で商品のポイントをご理解いただけます！

こちらへ



「大切なご家族」
「将来のご自身」へ届ける想い

契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット

〔お申込みにあたって、生命保険募集人から、下記の点について口頭でご説明いたします。〕

- ①契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレットは、ご契約に際して特にご注意いただきたい事項を記載（P20～41）していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いします。
- ②保険金などをお支払いできない場合など、お客さまにとって不利益となる事項が記載（P38「注意喚起情報 8」）された部分は特に重要ですので、必ずお読みください。
- ③現在ご加入中の生命保険契約の解約・減額を前提として本商品のお申込みを検討されている場合、お客さまにとって不利益となる可能性があることが記載（P36「注意喚起情報 5」）されていますので、必ずご確認ください。

！ この商品は住友生命を引受保険会社とする**生命保険**です。**預金とは異なり、**
また、元本割れすることがあります。
解約時の市場金利、為替レートの変動等により、損失が生じるおそれがあります。

一時払終身保険のお申し込みは当金庫へ。 〔引受保険会社〕

この街と生きていく

SHINKIN 信用金庫

 **住友生命**

- 1.当保険は、預金保険制度の対象ではありません。
- 2.当保険は預金と異なり元本の保証はありません。

ふるは〜と ロード global II 商品のポイント

この保険は米ドル建または豪ドル建の外貨建商品です。ご契約時に選択いただく、ご契約に適用する通貨(米ドルまたは豪ドル)のことを「指定通貨」といい、「指定通貨建」とは、円建ではなく外貨建であることを意味します。

大切なご家族へ ふやして のこせます



2 年経過時点で死亡保険金額が
指定通貨建(米ドルまたは豪ドル)で
増加します。

(ご契約当初2年間の死亡保険金を抑えています。)

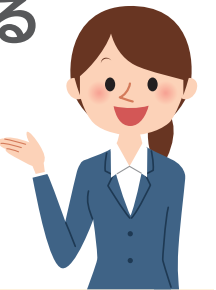
参照 P5・6「しくみ図(イメージ)」をご確認ください。



「30歳から90歳」まで「職業のみの告知」で のこす資金・つかう資金をご準備いただける 外貨建一時払終身保険です

最低一時払保険料100万円(円貨でのお払込みの場合)から最高死亡保険金額9億円(円換算した金額)まで
幅広いニーズにお応えします。

参照 年齢により取扱範囲が異なります。詳細はP23「契約概要 4」をご確認ください。



円高リスクへの備え

**初期死亡時円換算支払額
最低保証特約を付加した場合**

ご契約当初2年間の(災害)死亡保険金の支払額として一時払保険料の
円換算額または円貨払込額(基準金額^(*))を最低保証します。

参照 P14「円建最低保証」をご確認ください。



介護リスクへの備え

**重度介護前払特約を
付加した場合**

所定の要介護状態になられた場合、死亡保険金の全部または
一部にかえて重度介護前払保険金を受け取ることもできます。

参照 P9・10「介護」をご確認ください。



将来のご自身へ ふやして つかえます

＜解約返戻金のイメージ＞

15年間は金利状況に
よって変動します。
(市場価格調整を適用します)



15年経過以後、
基本保険金額を
上限に増加します。

15 年経過以後の解約返戻金額は
ご契約時に指定通貨建(米ドルまたは豪ドル)
で確定します。

参照 P7・8「解約返戻金のしくみ図(イメージ)」をご確認ください。



安心サービス

**ご契約内容を定期的に郵送で
お知らせします**

さらに、日々の解約返戻金の状況をインターネットを通じて確認いただける
便利なサービス「スミセイダイレクトサービス」をご用意しております。

参照 P17～19「ご契約後の安心サービス」をご確認ください。

スミセイダイレクトサービスにお申し込みいただいた場合

解約返戻金額等を
ご確認いただけます



インターネットや電話での
即日解約が可能です



解約返戻金の円換算額の
増減をメールでお知らせ
いたします



(*)基準金額とは、払込通貨に応じて次の金額をいいます。払込通貨が円貨の場合:円貨払込額。払込通貨が円貨以外の場合:一時払保険料に住友生命
レートを乗じた金額。なお、基本保険金額が減額された際にはその割合に応じて基準金額は減額されます。

が保険料を受け取った日(住友生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日)の住友生命所定の為替



- この保険には、お客さまに**ご負担いただく費用があります**。詳細はP30・31「注意喚起情報『お客さま
- 解約時の市場金利、為替レートの変動等により、**損失が生じるおそれがあります**。詳細はP11・12
- その他、各取扱いの範囲・留意事項等についての詳細はP20～「契約概要／注意喚起情報」をご確
- 解約した場合、以後の保障はなくなります。

にご負担いただく費用は以下のとおりです。』をご確認ください。
「リスクについて」をご確認ください。
ご確認ください。

生命保険ならではの機能で、 ご家族へスムーズにのこせます

ポイント1 のこしたい人にのこせます

- 生命保険なら、原則遺産分割協議の**対象外**(※1)なので、あらかじめ**指定した受取人**に**指定した金額**をのこせます。
- 死亡保険金受取人は、「**配偶者および3親等以内の親族**」の範囲からお選びいただけます。

(※1)生命保険金は、受取人固有の財産とされています。ただし、相続人の間で著しい不公平が生じる場合には、この限りではありません。

ポイント2 スムーズに現金化できます

生命保険なら、あらかじめ指定された受取人が**単独で請求**でき、死亡保険金は請求から**原則5営業日以内**に支払われます(※2)。

(※2)死亡保険金などのご請求があった場合、完備された請求書類が住友生命に到着した日の翌日から起算して5営業日以内にお支払いします。ただし、死亡保険金などをお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合はこの限りではありません。

ポイント3 死亡保険金の相続税非課税枠が活用できます

生命保険の死亡保険金には一定の相続税非課税枠があります。

生命保険金の非課税枠
(相続税法第12条)

非課税枠 = 500万円 × 法定相続人の数

※「契約者(保険料負担者)=被保険者」で死亡保険金受取人が相続人の場合に限りです。

ふるは〜と Jロード global II の活用方法

ご家族のためにのこす
準備をしながら…

人生100年時代に備えてつかう
資金を準備することができます。



ご自身の将来に向けて、 効率的に資金を準備してつかえます

ポイント1 将来(15年経過以後)いくらつかえるかが ご契約時に指定通貨建(米ドルまたは豪ドル) で確定します

- ご契約から15年経過以後の解約返戻金額は**ご契約時に指定通貨建(米ドルまたは豪ドル)で確定**し、以後は金利状況によって変動することなく**基本保険金額を上限に増加**します。
- 具体的な金額例はご提案内容説明書(設計書)でご確認いただけます。

ポイント2 解約返戻金の受取通貨を 指定通貨(米ドルまたは豪ドル)・ 円貨から選べます



解約返戻金を
様々な用途に
つかっていただ
けます

安心サービスもご用意!

解約返戻金の円換算額の
増減をメールでお知らせ
いたします



ふるは〜と Jロード global II の活用方法

趣味や老後の生活のために
つかう資金を準備しながら…

万が一の時にはご家族に
のこせます。



●税務にかかわる説明は2022年4月現在の内容で、**将来変更されることがあります**。なお、税務取扱い
●解約返戻金等を円貨で受け取る場合には、請求時の為替レートで円換算するため、ご契約時の円貨
に関して不明な点がある場合は、所轄の税務署や税理士等の専門家にご相談・ご確認ください。
での払込金額等を下回ることがあり、**損失が生じるおそれがあります**。詳細はP11・12「リスクについて」の「為替
リスク」をご確認ください。

2年経過時点で死亡保険金額が 増加し、以後、一生涯保障します

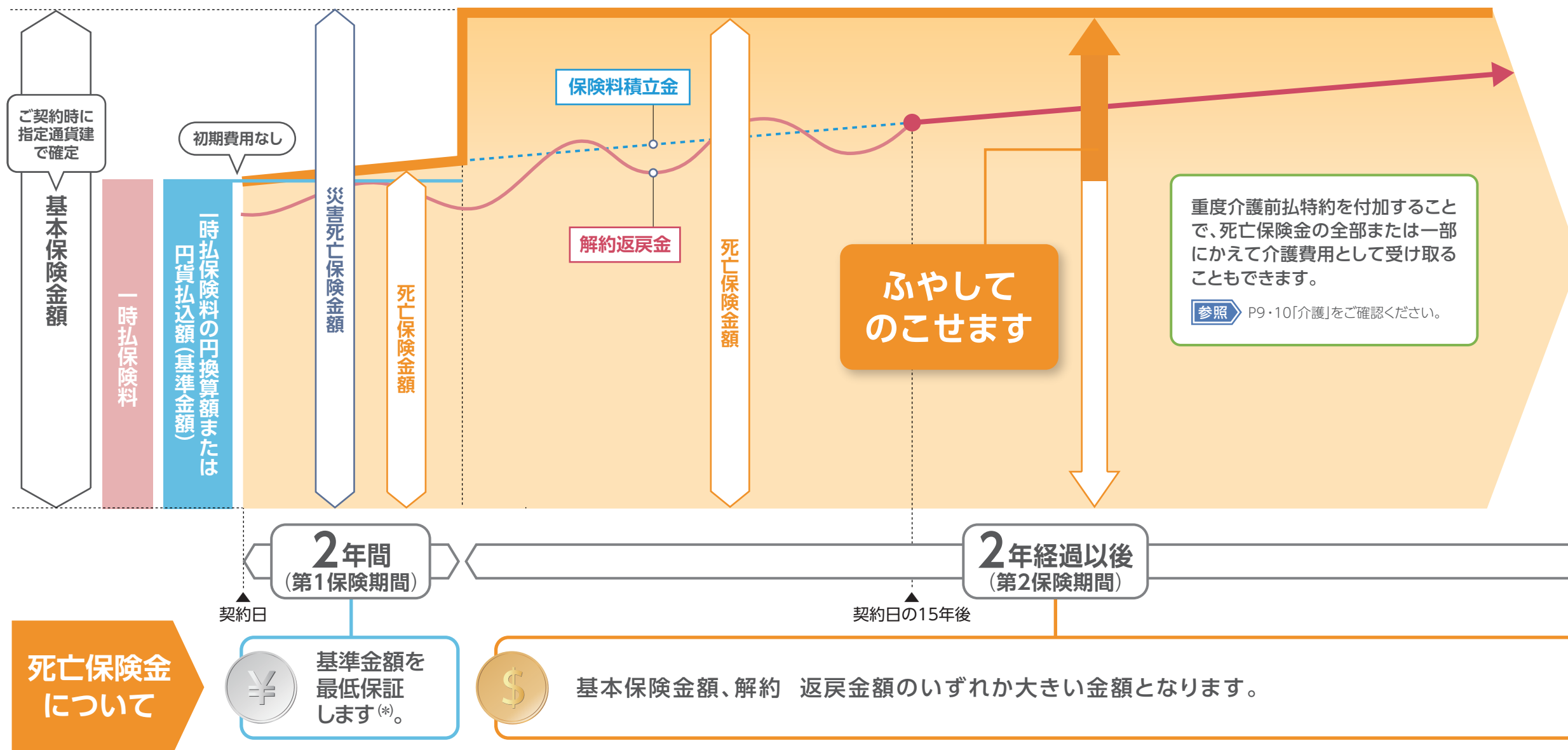
(ご契約当初2年間の死亡保険金を抑えています)

ご契約時に指定通貨を  (米ドル) ・  (豪ドル) から選択いただきます (指定通貨はご契約後変更できません)。



■しくみ図(イメージ)【初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加した場合】

※基準金額は円建 、基準金額以外はすべて指定通貨建   です。



参照 最低保証に関する詳細はP24～26「契約概要 6」の「初期死亡時円換算支払額最低保証特約」をご確認ください。

※解約返戻金について、ご契約当初15年間は市場価格調整を適用するため、市場金利の状況によって変動します。また、ご契約当初10年間は解約控除を適用します。

参照 P7・8「解約返戻金のしくみ図(イメージ)」をご確認ください。

(*)第1保険期間の死亡保険金額は、一時払保険料相当額・保険料積立金相当額・解約返戻金相当額のうち最も大きい金額です(災害死亡保険金は、基本保険金額・解約返戻金相当額のいずれか大きい金額)。(災害)死亡保険金を指定通貨でお受け取りいただく場合は、最低保証はありません。



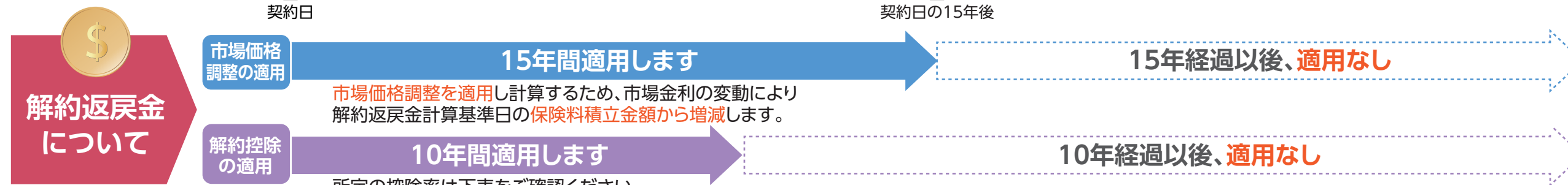
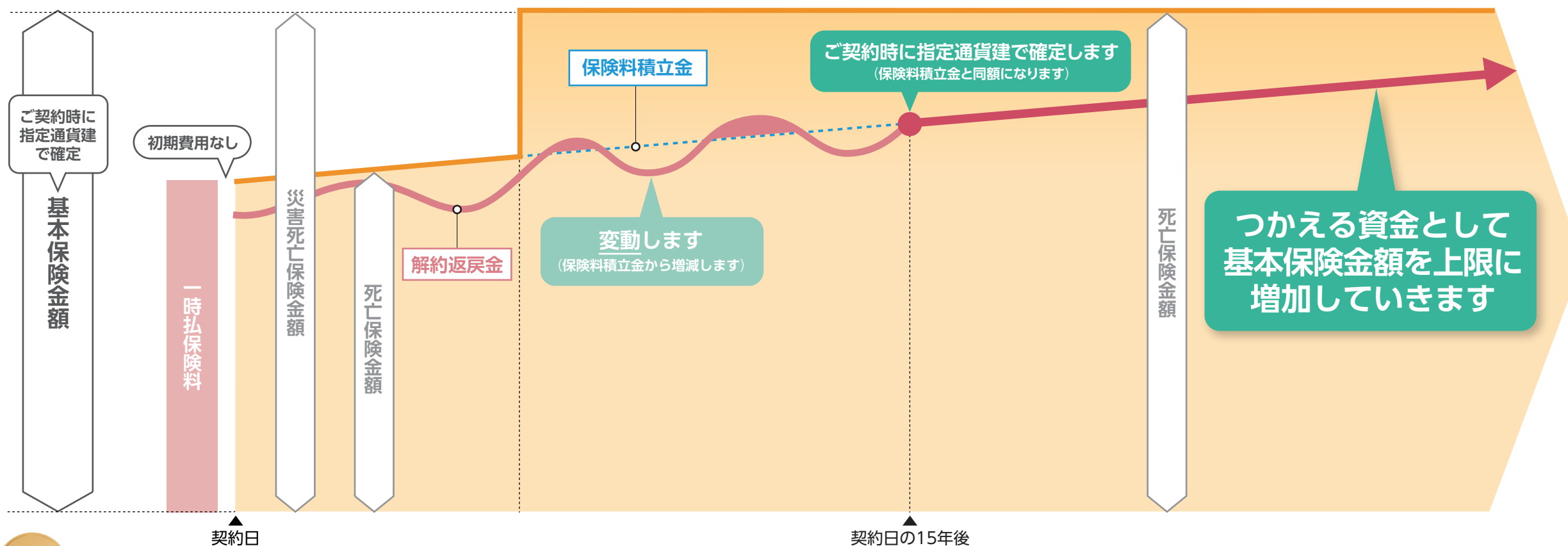
- 基準金額以外は指定通貨建です。(災害)死亡保険金を円貨で受け取る場合には、請求時の為替レートで円換算するため、ご契約時の円貨での払込金額等を下回ることがあり、**損失が生じるおそれがあります**。詳細はP11・12「リスクについて」の「為替リスク」をご確認ください。
- ご契約から2年経過以後(第2保険期間)の死亡保険金のお支払いについて、**基準金額の最低保証はありません**。また、解約返戻金についてはご契約当初より最低保証はありません。

15年経過以後の解約返戻金額は ご契約時に指定通貨建で確定します

ご契約時に指定通貨を  (米ドル) ・  (豪ドル) から選択いただきます (指定通貨はご契約後変更できません)。



■解約返戻金のしくみ図(イメージ) ※解約返戻金等はすべて指定通貨建   です。



■【解約控除】解約返戻金を計算する際の所定の控除率(一時払保険料相当額に乘じる割合)

契約日からの経過年数	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年以上6年未満
控除率	5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%
契約日からの経過年数	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満	10年以上	
控除率	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	0%	

保険料積立金とは？

保険料積立金とは将来の保険金などをお支払いするために積み立てておくお金のことで、保険料積立金額をもとに解約返戻金額を計算します。また、保険料積立金は積立利率を適用し計算します。ただし、死亡保障等に必要費用を差し引くため、単に積立利率に応じて複利で増加するものではありません。よって、積立利率は実質的な利回りとは異なります。

解約返戻金とは？

解約や減額(一部解約)した際に、契約者にお支払いするお金のことをいい、保険料積立金額をもとに計算します。解約返戻金の金額例はご提案内容説明書(設計書)をご確認ください。



解約返戻金等はすべて指定通貨建です。解約返戻金等を円貨で受け取る場合には、請求時の為替レートで円換算するため、ご契約時の円貨での払込金額等を下回ることがあります。また、市場価格調整および解約控除等により、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることもあり、それぞれ損失が生じるおそれがあります。詳細はP11・12「リスクについて」をご確認ください。

介護リスクに備えたい方

「重度介護前払特約」を付加していただ

のこす準備をしながら、
介護が必要になった時に介護費用として
つかっていただけます。

非課税



受取通貨を選択できます

将来の死亡保険金の全部または
一部にかえて重度介護前払保険金を
非課税^(※1)でお受け取りいただけます。

(※1) 重度介護前払保険金は被保険者が受け取られる場合、全額非課税となります。



「介護」で必要な費用の目安

要介護 4 5
142万人
要介護 1 2 3
343万人

要支援
188万人

非要支援・非要介護
2911万人

一時的にかかる費用
平均 74万円^(※2)

月々かかる費用
平均 8.3万円^(※2)

介護期間
平均 61.1か月^(※3)

約 580万円

出典：公益財団法人
生命保険文化センター
2021(令和3)年度「生命
保険に関する全国実態
調査(速報版)」

※第1号被保険者のみを集計。出典：厚生労働省「介護保険事業状況
報告(暫定)(令和3年8月分(第1号被保険者数、認定者数等))」

また、認知症により介護が必要になった場合など、
ご自身による財産管理が難しくなり、介護費用の
引き出し等が困難となる可能性があります。



被保険者代理人をあらかじめご指定いただいており、
受取人が保険金を請求する意思表示ができないなどの場合、
被保険者代理人が請求し、受け取ることもできます。

(※2) 公的介護保険サービスの自己負担費用を含みます。

(※3) 介護を始めてからの期間(現在介護を行っている人は、介護を始めてからの経過期間)。



税務にかかわる説明は2022年4月現在の内容で、**将来変更されることがあります**。なお、税務取
扱いに関して不明な点がある場合は、所轄の税務署や税理士等の専門家にご相談・ご確認ください。

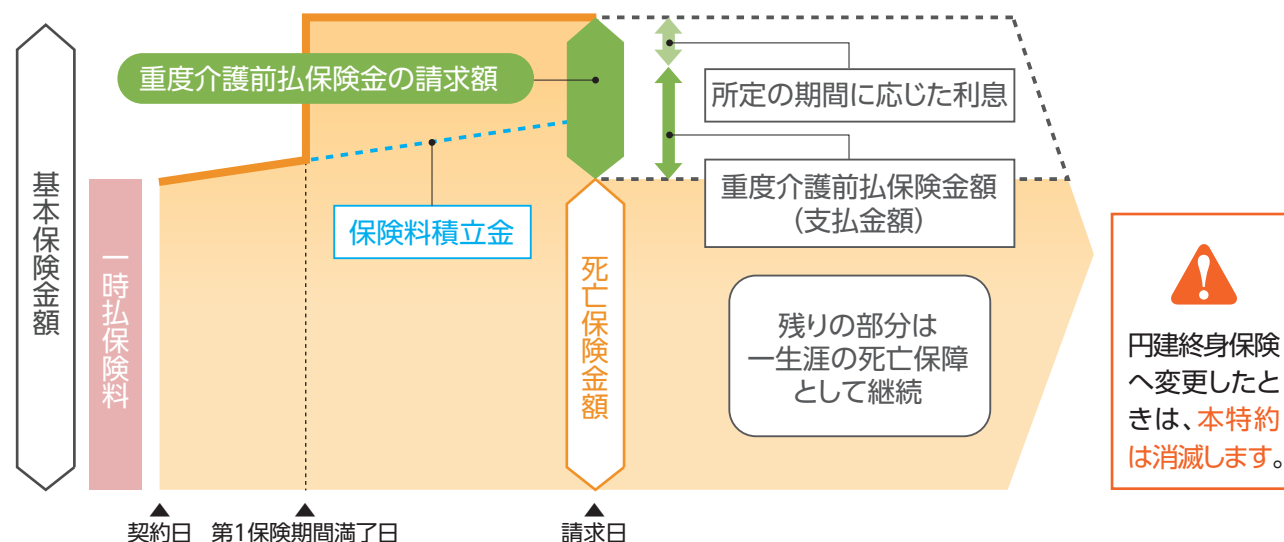
くことで、介護にも備えていただけます

しくみ図(イメージ)

【重度介護前払特約／初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加した場合】

ご契約例	契約年齢	指定 通貨	一時払保険料	積立利率		基本保険金額
				ご契約当初10年間	10年経過以後	
	60歳・女性	米ドル	100,000米ドル	1.50%	1.85%	162,230米ドル

※保険金等はすべて指定通貨建 です。



- 「重度介護前払特約」を付加することで、**ご契約から2年経過以後(第2保険期間)**、被保険者の年齢が**満65歳以上かつ公的介護保険制度の要介護4または要介護5に該当した場合**、ご請求により、将来の死亡保険金の全部または一部にかえて「重度介護前払保険金」を被保険者にお支払いします^(※1)。
- 「重度介護前払保険金」は、**請求額から所定の期間に応じた利息を差し引いた金額**または**請求日に**おける**請求額に対応する解約返戻金相当額**のいずれか大きい金額となります。

参照 P24～26「契約概要 6」の「重度介護前払特約」をご確認ください。

80歳の時に重度介護前払保険金62,230米ドルを請求し、 100,000米ドル(一時払保険料相当額)の死亡保険金を残す場合

請求時の 死亡保険金額 (基本保険金額)	重度介護前払保険金の請求額(62,230米ドル)		請求日以後の 死亡保険金額
	重度介護前払 保険金額(支払金額)	所定の期間に応じた 利息 ^(※4)	
162,230米ドル	52,481米ドル	9,749米ドル(15.7%)	100,000米ドル

※「所定の期間に応じた利息」は1米ドル未満を切り上げ、「請求時の死亡保険金額」「重度介護前払保険金額(支払金額)」は1米ドル未満を切り捨てて記載しています。()内の数値は請求額の62,230米ドルに対する利息の割合で、小数点第二位を切り上げて記載しています。

(※4) 所定の期間に応じた利息は、利息の計算に用いる利率および性別・請求時年齢により計算されます。このため、実際の支払金額は契約日時点の利率等により異なります。



- 本特約の付加は、住友生命の他の保険も通じて**被保険者おひとりにつき1契約に限り**ます。
- 重度介護前払保険金を円貨で受け取る場合、請求時の為替レートで円換算するため、**為替レートの影響**を受けます。

リスクについて(必ずご確認ください)

【初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加した場合】

ご契約例	契約年齢	指定通貨	払込金額	一時払保険料(*1)	積立利率		市場価格調整利用率	基本保険金額 A	15年経過時点の 解約返戻金額 B
					ご契約当初10年間	10年経過以後			
	60歳・女性	米ドル	1000万円	100,000米ドル	1.50%	1.85%	2.50%	162,230米ドル	122,516米ドル

(*1) 住友生命所定の為替レートを1米ドル=100円とし、1000万円を100,000米ドルに換算しています。
※ドル未満を切り捨てて記載しています。

【参照】 積立利率についてはP21「積立利率について」を、市場価格調整利用率についてはP28・29「契約概要 8」をご確認ください。

死亡保険金、解約返戻金を円貨で受け取る場合等には、請求時の為替レートを適用するため、為替レートの変動の影響を受け、**損失が生じるおそれがあります。**

円貨での受取額は、為替レートがご契約時から変動しなかった場合と比べ、少なくなることがあります。

円貨での受取額は、ご契約時の円貨での払込金額等を**下回ることがあります。**

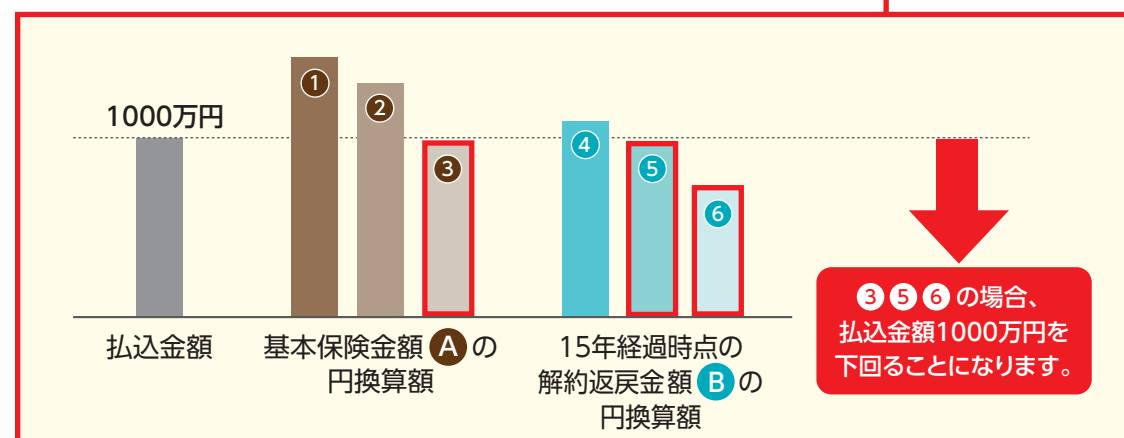
＜上記ご契約例に基づいた為替リスクの例＞(万円未満を切り捨てて記載しています。)

請求時の住友生命所定の 為替レート		基本保険金額 A の 円換算額	15年経過時点の 解約返戻金額 B の 円換算額
円安	120円の場合	1946万円	1470万円
ご契約時と同じ	100円の場合	1622万円	1225万円
円高	90円の場合	① 1460万円	④ 1102万円
	81円の場合(*2)	② 1314万円	⑤ 992万円
	61円の場合(*2)	③ 989万円	⑥ 747万円

円高により払込金額を下回る例

(*2) 15年経過時点の解約返戻金額、基本保険金額の損益分岐レートを記載しています。

＜円高時の円貨での受取りイメージ＞(払込金額と①～⑥の金額の比較。)



安心ポイント

「目標到達時円建終身保険変更特約」によって円建で死亡保険金額・解約返戻金額を確定させることができます。

【参照】 P15・16をご確認ください。

市場価格調整および解約控除等により、解約返戻金額は一時払保険料を下回ることがあり、**損失が生じるおそれがあります。**

市場価格調整とは

この保険は、一時払保険料を住友生命が各指定通貨建の債券などで運用していますが、債券の価格は市場金利の変動に応じて変動します。この価格変動を解約返戻金額に反映させるしくみを「市場価格調整」といいます。一般に市場金利と債券価格の相関は下図のとおりです。

債券価格
市場金利
市場金利が高くなれば、債券価格は下落し、解約返戻金は減少します。

市場金利
債券価格
市場金利が低くなれば、債券価格は上昇し、解約返戻金は増加します。

安心ポイント

15年経過以後、適用はありません
(解約返戻金額は変動しません)

このように、市場金利の変動により、解約返戻金額は解約返戻金計算基準日の保険料積立金額から増減します。

解約控除とは

解約または減額(一部解約)された場合や円建終身保険に変更する場合にご負担いただく費用です。その費用は解約返戻金を計算する際に契約日から経過年数に応じた控除率を一時払保険料相当額に乘じた金額となります。

安心ポイント

10年経過以後、適用はありません

＜上記ご契約例に基づいたご契約から1年経過時点の解約返戻金額例＞(ドル未満を切り捨てて記載しています。)

市場価格調整利用率	ご契約時より1%上昇	ご契約時と同じ	ご契約時より1%低下
1年経過時点の解約返戻金額	84,035米ドル	96,926米ドル	111,848米ドル

上記解約返戻金額には解約控除として**4,500米ドルが控除されています。**

(一時払保険料相当額100,000米ドル×所定の控除率4.5%で算出。)

市場価格調整および解約控除等により一時払保険料を下回る例

【参照】 P30・31「注意喚起情報」お客さまにご負担いただく費用は以下のとおりです。」をご確認ください。

▶各リスクについては商品紹介動画でも解説しています。
▶この保険の内容を、ご自宅でも再度確認される場合やご家族にお伝えいただく場合、右記2次元コードから商品紹介動画をご視聴いただくことをおすすめします。

動画視聴はコチラ



基本保険金額・解約返戻金額の例

【初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加した場合】

ご契約例	指定通貨	一時払保険料	積立利率(*1)		市場価格調整用利率(*2)
			ご契約当初10年間	10年経過以後	
	米ドル	100,000米ドル	1.50%	1.85%	2.50%

■50歳～80歳(男性・女性)の基本保険金額・解約返戻金額の例(数値は一時払保険料に対する指定通貨建の金額の割合。小数点第二位を切り捨てて記載しています。)

契約年齢		基本保険金額	解約返戻金額					
		ご契約時に確定	変動			ご契約時に確定		
			10年経過時点			15年経過時点		20年経過時点
			市場価格調整用利率					
			ご契約時より 1%上昇	ご契約時と同じ	ご契約時より 1%低下	実質的な 利回り (*3)		
男性	50歳	173.0%	108.1%	113.5%	119.2%	122.2%	1.34%	131.1%
	60歳	148.2%	107.0%	112.3%	118.0%	120.0%	1.22%	127.0%
	70歳	128.7%	105.0%	110.2%	115.8%	115.4%	0.95%	119.3%
	80歳	114.5%	101.1%	106.1%	111.5%	108.8%	0.56%	110.6%
女性	50歳	190.7%	108.6%	114.0%	119.7%	123.5%	1.41%	133.6%
	60歳	162.2%	108.2%	113.6%	119.3%	122.5%	1.36%	131.3%
	70歳	138.6%	106.8%	112.2%	117.8%	119.1%	1.17%	124.8%
	80歳	120.7%	103.5%	108.7%	114.1%	112.6%	0.79%	115.4%

※実質的な利回りは小数点第三位を切り捨てて記載しています。

■60歳・女性の基本保険金額・解約返戻金額例(ドル未満を切り捨てて記載しています。)

基本保険金額	解約返戻金額					
	10年経過時点			15年経過時点		20年経過時点
	市場価格調整用利率					
	ご契約時より 1%上昇	ご契約時と同じ	ご契約時より 1%低下	実質的な 利回り (※3)		
162,230 米ドル	108,272 米ドル	113,658 米ドル	119,368 米ドル	122,516 米ドル	1.36%	131,308 米ドル

(*1) 積立利率とは、死亡保険金額等を定めるにあたっての前提となる利率(ご契約の締結・維持に必要な費用を差し引いて計算される利率)であり、金利情勢に応じて毎月1日と16日に設定します。この保険では、ご契約当初10年間と10年経過以後に適用する2つの積立利率がありますが、いずれもご契約時に確定します。また、保険料積立金は積立利率を適用し計算します。ただし、保険料積立金の計算にあたって、死亡保障等に必要な費用を控除するため、積立利率は実質的な利回りとは異なります。

(*2) 市場価格調整用利率とは、指定通貨の市場金利をもとに住友生命が定める利率です。

(*3) 本商品の実質的な利回りとは、一時払保険料に対する15年後の契約応当日における解約返戻金額の年換算利回り(複利)をいいます。



- ご提案時の積立利率、市場価格調整用利率および死亡保険金・解約返戻金等の金額例は、「ご提案内容説明書(設計書)」をご確認ください。
- 実質的な利回りは指定通貨建での利回りであり、円建での利回りではありません。
- 実質的な利回りは15年後の契約応当日以外の日付で解約した場合に支払われる解約返戻金の利回りを保証するものではありません。

ご契約当初2年間の死亡保障について円高リスクを避けたい方

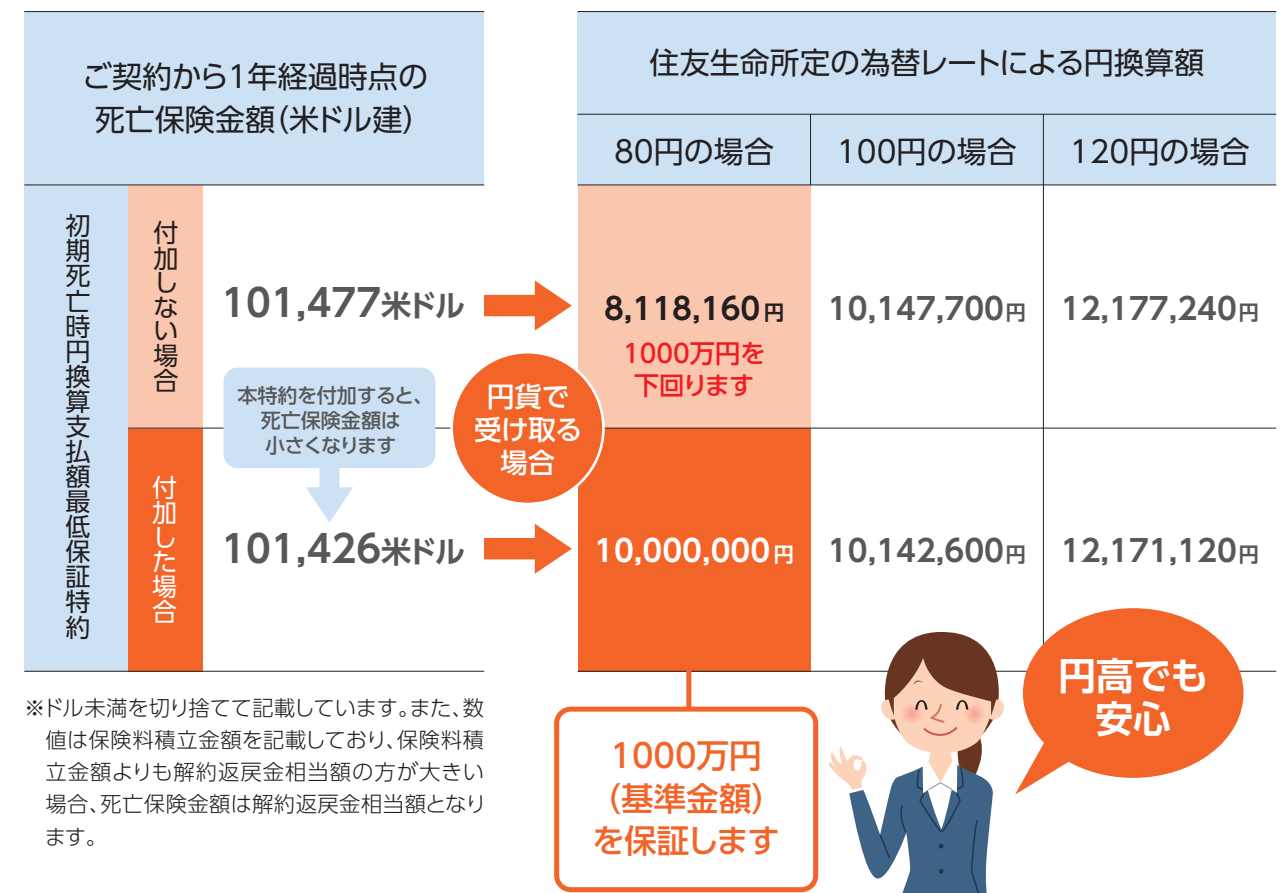
円建最低保証

初期死亡時円換算支払額最低保証特約を「付加しない場合」と「付加した場合」の違いをご確認ください

ご契約例	契約年齢	払込通貨	払込金額(基準金額)	指定通貨	一時払保険料(*4)	積立利率	
						ご契約当初10年間	10年経過以後
	60歳・女性	円貨	1000万円	米ドル	100,000米ドル	1.50%	1.85%

(*4) 住友生命所定の為替レートを1米ドル=100円とし、1000万円を100,000米ドルに換算しています。

■ご契約当初2年間(第1保険期間)の死亡保険金の受取り例



※ドル未満を切り捨てて記載しています。また、数値は保険料積立金額を記載しており、保険料積立金額よりも解約返戻金相当額の方が大きい場合、死亡保険金額は解約返戻金相当額となります。

- 本特約を付加した場合、ご契約当初2年間(第1保険期間)は最低保証に必要な費用を保険料積立金から毎月差し引いています(別途お払い込みいただくものではありません)。
- そのため、本特約を付加しない場合に比べて、基本保険金額・解約返戻金額等は小さくなります。
- 「付加しない場合」と「付加した場合」の基本保険金額の違いは「ご提案内容説明書(設計書)」をご確認ください。



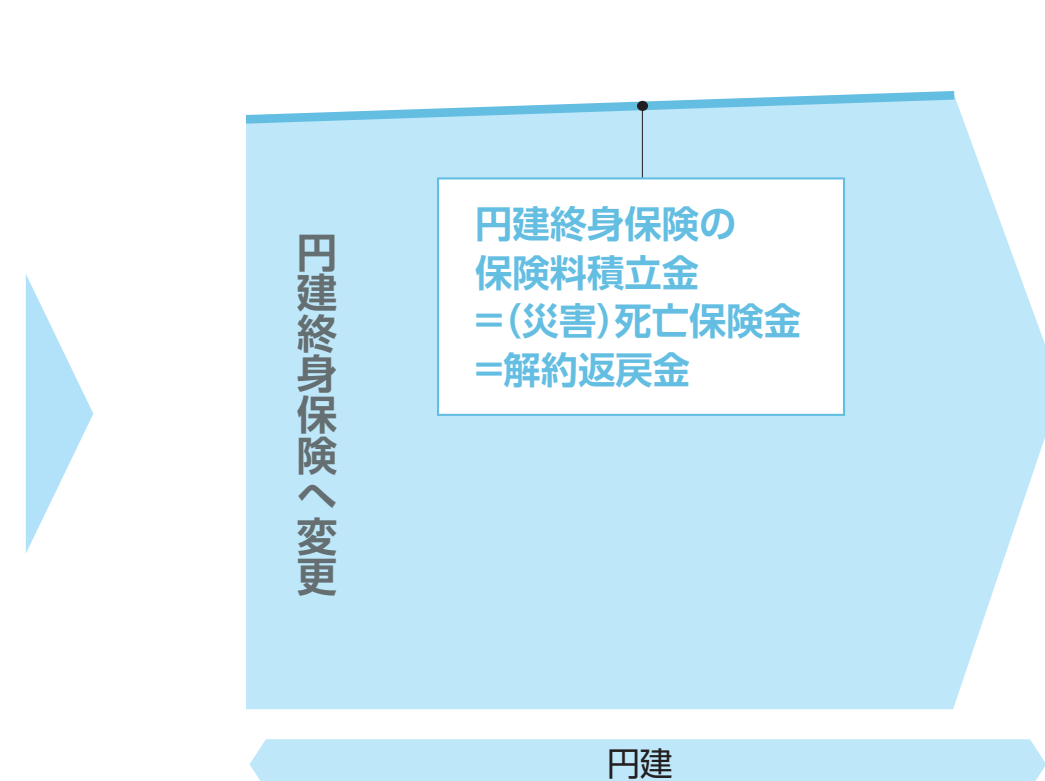
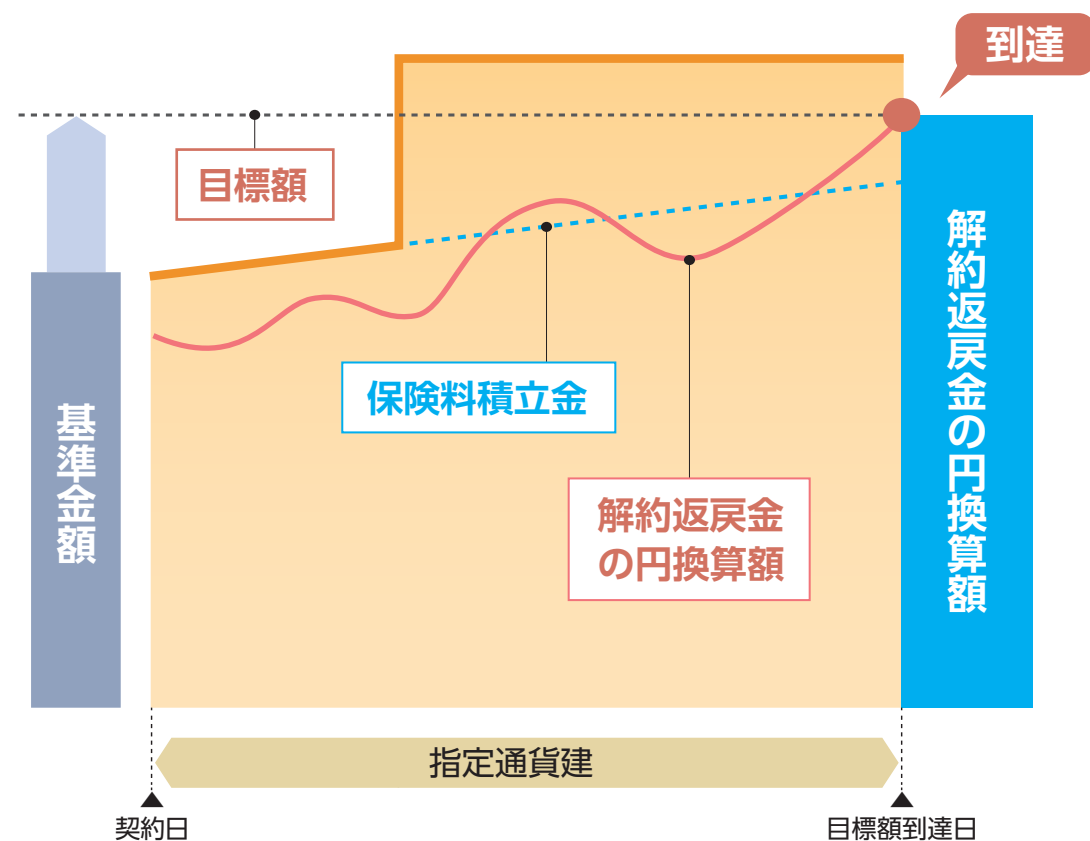
- ご契約から2年経過以後(第2保険期間)の死亡保険金のお支払いについて、基準金額の最低保証はありません。また、解約返戻金についてはご契約当初より最低保証はありません。
- 金利情勢や被保険者の年齢によっては本特約をお取り扱いできない場合があります。
- 本特約の中途付加や解約のお取扱いはできません。

運用成果を円建で確保したい方

解約返戻金の円換算額が

あらかじめ設定した目標額に到達した際に、自動的に 円貨で運用成果を確保し円建終身保険に変更します

■しくみ図(イメージ)【目標到達時円建終身保険変更特約の目標額を設定した場合】



- ご契約1年後から15年後までの期間において、解約返戻金を住友生命所定の為替レートにより円換算した金額が**目標額に到達**した場合、解約返戻金の円換算額を原資として、**到達日の翌日に円建終身保険へ自動的に変更**します(毎営業日判定します)。
- ご契約時に目標額(右表を参照)を設定できます。また、目標額を設定しないこともできます。
- 契約締結後にも目標額の設定・変更、設定の解除を行うことができます。
- 原資となる解約返戻金の計算には市場価格調整(ご契約から15年間)および解約控除(ご契約から10年間)を適用します。

※ご契約から1年経過以後、契約者のご請求により、円建終身保険に変更することもできます。

目標額として
設定できる金額

基準金額 × 110%～200%
(10%刻み)

【目標額設定にあたって特にご留意いただきたい点】

- ◆円建終身保険へ変更後、指定通貨建終身保険へ**再度変更することはできません**。
- ◆円建で比べた場合、変更後の死亡保険金額が変更前の死亡保険金額を**下回ることがあります**。変更後の死亡保険金額は、目標額(到達日の解約返戻金の円換算額)を基準に増加していきます。死亡保険金としてふやしてのこしたい方の場合、設定される目標額は十分ご確認ください。
- ◆**重度介護前払特約を付加している場合**、円建終身保険に変更したときは**特約は消滅し**、以後中途付加のお取扱いはできません。

参照 P24～26「契約概要 6」の「目標到達時円建終身保険変更特約」「円建終身保険変更制度」「目標到達時円建終身保険変更特約・円建終身保険変更制度共通」をご確認ください。



- 円建終身保険の保険料積立金額の計算に際して適用する積立利率は、**指定通貨建での積立利率とは異なります**。
- 円建終身保険へ変更した場合、初期死亡時円換算支払額最低保証特約による最低保証はなくなり**ます**。

は異なります。
ます。

ご契約後の安心サービス

スミセイのご家族アシストプラス

動画で簡単にポイントをご理解いただけます。動画視聴はコチラ

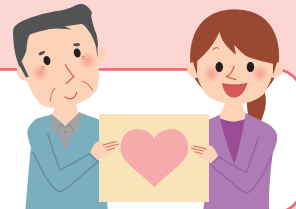


無料

「ご家族登録サービス」「契約者代理制度」「被保険者代理制度」の3つのサービス・制度があります。

ご家族登録サービス

- + 契約者代理制度
- + 被保険者代理制度



ご利用にあたっては利用申込みが必要です。ご契約時にあわせてお申し込みください。

ご家族登録サービス

あらかじめ、配偶者さまやお子さまなどのご家族を登録いただきます。

POINT

- あらかじめ登録されたご家族も**契約内容等**について、問い合わせできます。
- 契約者と連絡がとれない場合でも、ご家族を通じて契約者の**連絡先**を確認させていただくことで、大切な通知物を確実にお届けします。

たとえばこんなとき安心

高齢の親の契約内容を
確認したいとき



急な転居で契約者と連絡が
とれないとき

大切な通知物を受け取る
ことができない



- ・契約者が70歳以上、かつ契約者と登録されたご家族の住所が異なる場合、契約成立後に登録されたご家族あてに「ご家族登録サービス等に関するお知らせ(通知)」を送付します。
 - ・住友生命から通知物が届くことをご家族にお伝えください。
- ※「ご家族登録サービス規約」は住友生命ホームページにてご案内しております。

「ご家族登録
サービス規約」
はコチラ



■ご家族に確認のうえ同意いただきたい事項

登録するご家族には①②、
被保険者には③について
同意を得てください。

- ① 各サービス・制度に登録し、お手続き完了後に利用できること
- ② ご家族の情報(氏名、生年月日、住所、電話番号等)を住友生命に開示すること
- ③ 被保険者の情報(氏名、生年月日)を登録したご家族に開示すること(傷病名等のセンシティブ情報は除きます)

契約者代理制度

あらかじめ、契約者代理人を指定いただきます。

POINT

- 契約者が契約に関するお手続きの意思表示ができない場合等に、あらかじめ指定された契約者代理人が**住友生命所定のお手続き**を行うことができます。

たとえばこんなとき安心

契約内容の変更をしたいが、
契約者の意識がなく誰も
お手続きができない



認知機能の低下で、契約者
自身では住所変更のお手続
きができない



※契約者が他に加入の住友生命商品も含めて、被保険者として認知症等を理由に保険金等の支払いを受けた以後は、契約者が手続きを行う際に、契約者代理人の同意が必要になります。

契約者代理人ができる住友生命所定のお手続きについて

対象となるお手続き例

- 住所変更
- 基本保険金額の減額
- 解約

等

対象外となるお手続き

- 死亡保険金受取人の変更
- 契約者の変更
- 契約者代理人の変更

被保険者代理制度

あらかじめ、被保険者代理人を指定いただきます。

POINT

- 被保険者が受取人となる**保険金等**について、被保険者が請求する意思表示ができない場合等に、あらかじめ指定された被保険者代理人が**保険金等のご請求**をすることができます。

たとえばこんなとき安心

被保険者が入院中で意識が
なく、お手続きの意思表示が
できない



※被保険者代理制度は被保険者=受取人の場合に限りご利用いただけます。

参照 P24～26「契約概要 6」をご確認ください。

契約者代理制度、被保険者代理制度のご利用にはご家族登録サービスの申込みが必要となります。

記載の内容は、2022年4月現在のものであり、将来変更することがあります。

ご契約後の安心サービス

パソコン・スマートフォンで簡単にお手続きができます！

スミセイダイレクトサービス

契約内容の確認やお手続きをしたいとき



ご契約内容照会
サービス

お客さまご自身で契約内容等をご確認いただけます。
[為替レート掲載予定時間] ※掲載時刻が下記時刻以降となる場合があります。

米ドル

午前10時00分頃

豪ドル

午前10時40分頃



各種お手続き
サービス

住所変更等のお手続きや書類の請求が簡単にできます。

解約返戻金の増減を確認したいとき



メールお知らせ
サービス

ご契約から6か月経過以後、解約返戻金の円換算額^(※1)が基準金額から10%増加、減少するつど、ご登録いただいたメールアドレスあてにお知らせします。
(※1)住友生命所定の為替レートにより円換算した金額。

タイミングを逃さず解約をしたいとき



ネット・電話による
即日解約サービス

インターネットや電話で解約のお手続きが可能です。請求日時点の解約返戻金の円換算額^(※2)^(※3)をご指定の口座に送金^(※4)します。
(※2)住友生命所定の為替レートにより円換算した金額。
(※3)請求日時点の解約返戻金を住友生命所定の為替レートにより円換算した金額が3000万円以下である必要があります。
(※4)請求日の3～4営業日後に特定取引用口座に送金します。

お申込み時に「スミセイダイレクトサービス特定取引用口座・特定取引用暗証番号登録・変更申込書」をご提出いただく必要があります。

ネット・電話解約ご利用可能時間

インターネット

(平日) 午前11時～午後11時45分

電話 (0120-506081)

(平日) 午前11時～午後6時



マイナンバー
(個人番号)の登録

マイナンバー(個人番号)をご登録いただくことができます。ご登録により、今後お手続きの際に「マイナンバー提供書」の提出が不要となります。

【スミセイダイレクトサービスお申込み方法について】

- ご契約時にあわせてお申し込みください。
- 「スミセイダイレクトサービス登録のご案内」を後日郵送にてお送りします。
- 住友生命ホームページにアクセスのうえ、「スミセイダイレクトサービス登録のご案内」に沿ってログインしてください。

※ご契約時ではなく、後日、ご利用開始されたい場合は住友生命のお問合せ窓口へご連絡ください。

2次元コードからも
ログイン画面へアクセス可能です。



※スミセイダイレクトサービスの内容について記載した「スミセイダイレクトサービス規定」は住友生命ホームページにてご案内しております。
※記載の内容は、2022年4月現在のものであり、将来変更することがあります。

契約概要

この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認くださいきたい事項を記載しています。「注意喚起情報」および「ご契約のしおりー定款・約款」とあわせて、ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。

「契約概要」に記載のお支払理由等は、概要や代表事例を示しています。

詳細 お支払理由等の詳細および主な保険用語の説明等については「ご契約のしおりー定款・約款」に記載していますのでご確認ください。

➔ 1 引受保険会社について

- **引受保険会社** 住友生命保険相互会社
- 住 所 本 社 〒540-8512 大阪市中央区城見1-4-35
- 電 話 ご契約後のお手続きは住友生命が行います。
住友生命のお問合せ窓口 ☎ 0120-506081
- ホームページ <https://www.sumitomolife.co.jp>

➔ 2 商品の特徴について

- 「ふるはーとJロードグローバルⅡ」は、住友生命の「5年ごと利差配当付指定通貨建終身保険(一時払い)(19)Ⅱ型」の愛称です。
- この保険は、指定通貨(米ドルまたは豪ドル)建の終身保険です。米ドルはアメリカ合衆国の通貨、豪ドルはオーストラリア連邦の通貨です。ご契約時に通貨を指定いただき、ご契約後変更できません。
- 第1保険期間(ご契約当初2年間)の死亡保険金額を抑えることで、第2保険期間(ご契約から2年経過以後)の死亡保険金額を大きくしています。
- 初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加した場合、第1保険期間(ご契約当初2年間)の(災害)死亡保険金のお支払いについて、基準金額を最低保証します。

参照 P24～26「契約概要 6」の「初期死亡時円換算支払額最低保証特約」をご確認ください。

■ ご契約当初15年間の解約返戻金額は市場価格調整を適用し計算するため、市場金利の変動により解約返戻金計算基準日の保険料積立金額から増減します。ご契約から15年経過以後の解約返戻金額は市場価格調整を適用しないため、解約返戻金計算基準日の保険料積立金額と同額となり、ご契約時に指定通貨建で確定します。

参照 P28・29「契約概要 8」をご確認ください。

次ページにつづく

→ 4 ご契約の諸基準について

契約年齢範囲 ^(※1)	30歳～90歳		
一時払保険料の取扱単位 ^(※2)	米ドル：1セント単位	豪ドル：1セント単位	円貨：1万円単位
最低一時払保険料 ^(※2)	米ドル：10,000米ドル	豪ドル：10,000豪ドル	円貨：100万円
最高保険金額	契約年齢	30歳～59歳	60歳～69歳
	最高保険金額	5億円	7億円
申込日の属する年度における住友生命所定の判定用為替レートにより、基本保険金額を円換算した金額にて判定します。 同一の被保険者がすでに住友生命の商品に加入済みの場合、上記金額までご加入いただけないことがあります。			
保険料払込方法	一時払いのみ		
告知	職業のみの告知		
保険期間	終身		

(※1) 契約年齢は契約日時点の被保険者の満年齢で計算します。被保険者の保険契約上の年齢は、毎年の契約応当日に契約年齢に1歳ずつ加えて計算されます。

(※2) 払込通貨で判定します。

■次の事項についてはお申込みの際の申込書をご確認ください。
指定通貨／払込金額／付加している特約／被保険者の性別・生年月日

→ 5 為替リスクについて

■死亡保険金、解約返戻金を円貨で受け取る場合等には、請求時の為替レートを適用するため、為替レートの変動の影響を受け、**損失が生じるおそれがあります。**

- 円貨での受取額は、為替レートがご契約時から変動しなかった場合と比べ、少なくなることがあります。
- 円貨での受取額は、ご契約時の円貨での払込金額等を**下回ることがあります。**

【参照】 P11・12「リスクについて」をご確認ください。

→ 6 特約等のお取扱いについて

■住友生命所定の範囲内でのお取扱いになります。

初期死亡時 円換算支払額 最低保証特約	☐第1保険期間中に被保険者が死亡された場合で、(災害)死亡保険金を換算基準日^(※1)における住友生命所定の為替レートにより円換算した金額が基準金額を下回るときは、基準金額をお支払いします(下回らないときは死亡保険金を円換算した金額をお支払いします)。 ☐基準金額は払込通貨に応じて、以下の金額をいいます。なお、基本保険金額が減額された際にはその割合に応じて基準金額は減額されます。 ・払込通貨が円貨の場合 円貨払込額 ・払込通貨が円貨以外の場合 [一時払保険料×住友生命が保険料を受け取った日(住友生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日)の住友生命所定の為替レート]となります。 ☐金利情勢や被保険者の年齢によってはお取り扱いできない場合があります。 ☐第2保険期間の死亡保険金のお支払いについては基準金額の最低保証はありません。また、解約返戻金についてはご契約当初より最低保証はありません。 ☐第1保険期間中については、最低保証に必要な費用を保険料積立金から毎月差し引いています(別途お払い込みいただくものではありません)。 ☐円建終身保険へ変更した場合、本特約は消滅します。 ☐本特約の中途付加や解約のお取扱いはできません。 ☐ (災害)死亡保険金を指定通貨でお受け取りになる場合は、本特約による最低保証のお取扱いはありません。
重度介護 前払特約	☐第2保険期間中、請求日時点で被保険者の年齢が満65歳以上かつ公的介護保険制度の要介護4または要介護5に該当していると認定されている場合、ご請求により将来の死亡保険金の全部または一部にかえて、重度介護前払保険金を被保険者にお支払いします。 ☐重度介護前払保険金は請求額(特約基準保険金額)から所定の期間に応じた利息を差し引いた金額または請求日における請求額(特約基準保険金額)に対応する解約返戻金相当額のいずれか大きい金額をお支払いします。 ☐重度介護前払保険金をお支払い後、すぐに被保険者が死亡された場合も、すでに差し引いた所定の期間に応じた利息はご返金できません。 ☐被保険者おひとりにつき、ご請求額は通算3000万円を限度とします^(※2)。 ☐重度介護前払保険金を死亡保険金の一部にかえてお支払いした場合には、残りの基本保険金額の範囲内で、重度介護前払保険金を再度請求できます。 ☐本特約の付加は、住友生命の他の保険も通じて被保険者おひとりにつき1契約に限りします。 ☐円建終身保険へ変更した場合、本特約は消滅します。 ☐円建終身保険への変更後は、本特約の中途付加のお取扱いはできません。 ※記載の内容は、2022年4月現在の公的介護保険制度によるものです。今後制度が改正された場合には、記載の内容が変わることがあります。
保険料円貨 払込特約 (一時払い)	☐一時払保険料を指定通貨にかえて円貨または指定通貨以外の外貨^(※3)でお払い込みいただけます。 ☐払い込まれた金額を住友生命が保険料を受け取った日(住友生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日)の住友生命所定の為替レートにより指定通貨へ換算し、その金額が一時払保険料として払い込まれたものとして取り扱います。
保険料指定外 通貨払込特約	☐募集代理店によっては、これらの特約を取り扱わないことがあります。 ☐複数通貨でのお払込みはできません。

(※1) 住友生命の定める書類が住友生命に到着した日(書類に不備がある場合は完備された書類が住友生命に到着した日)をいいます。また、住友生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

(※2) 請求額は請求日^(※1)の住友生命所定の為替レートにより円換算して判定します。なお、限度額は将来変更することがあります。

(※3) 指定通貨が米ドルの場合は豪ドルによるお払込みを、指定通貨が豪ドルの場合は米ドルによるお払込みを取り扱います。

【詳細】 住友生命所定の為替レートの詳細は「ご契約のしおりー定款・約款」の『当社所定の為替レート』をご確認ください。

次ページにつづく

→ 7 配当金について

- 配当金は、5年ごとに通算して資産の運用成果による剰余金が生じた場合、ご契約後6年目から5年ごとに円貨でお支払いします。なお、死亡保険金や解約返戻金等をお支払いする場合には、ご契約から5年を経過する前でも、配当金をお支払いすることがあります。
- 配当金は円貨でお支払いします。なお、死亡保険金や解約返戻金等を指定通貨でお支払いする際に、同時に配当金をお支払いする場合は、指定通貨でお支払いします。
- 配当金は経済情勢等により変動し、資産の運用実績によってはゼロとなる場合もあります。**
- 配当金を住友生命所定の利率で積み立てたものが積立配当金です。**この利率は、金利水準等の状況変化などにより変動します。**

→ 8 解約返戻金について

- 解約返戻金とは、ご契約を解約された場合などに契約者に払い戻されるお金のことをいいます。
- ご契約当初15年間の解約返戻金額は市場価格調整を適用し計算するため、市場金利の変動により解約返戻金計算基準日の保険料積立金額から増減します。また、ご契約当初10年間は解約控除を適用します。市場価格調整および解約控除等により、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**
- ご契約から15年経過以後の解約返戻金額は市場価格調整を適用しないため、解約返戻金計算基準日の保険料積立金額と同額となり、ご契約時に指定通貨建で確定します。
- 円建終身保険へ変更した後は、市場価格調整および解約控除は適用されません。

ご契約当初10年間の解約返戻金額

$$\text{解約返戻金額} = \text{解約返戻金計算基準日}^{(*)}\text{の保険料積立金相当額} \times \text{市場価格調整率} - \text{解約控除}$$

ご契約から10年経過以後15年までの解約返戻金額

$$\text{解約返戻金額} = \text{解約返戻金計算基準日}^{(*)}\text{の保険料積立金相当額} \times \text{市場価格調整率}$$

(※1) ご契約を解約・減額する場合および円建終身保険へ変更する場合は、住友生命の定める書類が住友生命に到着した日(書類に不備がある場合は完備された書類が住友生命に到着した日)をいい、スマセイダイレクトサービスで解約をご請求された場合は、ご請求された当日をいいます。また、目標到達時円建終身保険変更特約により目標額到達の判定をする場合は、判定する毎営業日とします。

市場価格調整について

- 市場価格調整**とは、各指定通貨の市場金利の変動に応じた運用資産(債券など)の価格変動を解約返戻金額に反映させるしくみをいいます。一般的に市場金利が高くなると債券の価格は下落するため解約返戻金額は減少し、市場金利が低くなると債券の価格は上昇するため解約返戻金額は増加します。そのため、**市場金利の変動により、解約返戻金額は解約返戻金計算基準日の保険料積立金額から増減します。**
- 市場価格調整率**は、契約日と解約返戻金計算基準日における市場価格調整用利率を使用した以下の算式で計算します。

$$\text{市場価格調整率} = \left(\frac{1 + \text{契約日における市場価格調整用利率}}{1 + \text{解約返戻金計算基準日における市場価格調整用利率}} \right)^{\frac{\text{残存月数}^{(*)2}}{12}}$$

(※2) 残存月数 180か月(市場価格調整適用期間の月数)から、契約日から起算して解約返戻金計算基準日までの月数(1か月未満切り捨て)を差し引いた月数

- 市場価格調整用利率**は、投資している債券価格の変動を解約返戻金額に反映させるという観点から、住友生命所定の期間における各指定通貨の指標金利の平均値から-1.0%~+1.0%の範囲内で定める値とし、毎月2回(1日および16日)設定されます。なお、契約日時点の市場価格調整用利率は保険証券等で、最新の市場価格調整用利率は住友生命ホームページの閲覧等によりご確認ください。

次ページにつづく

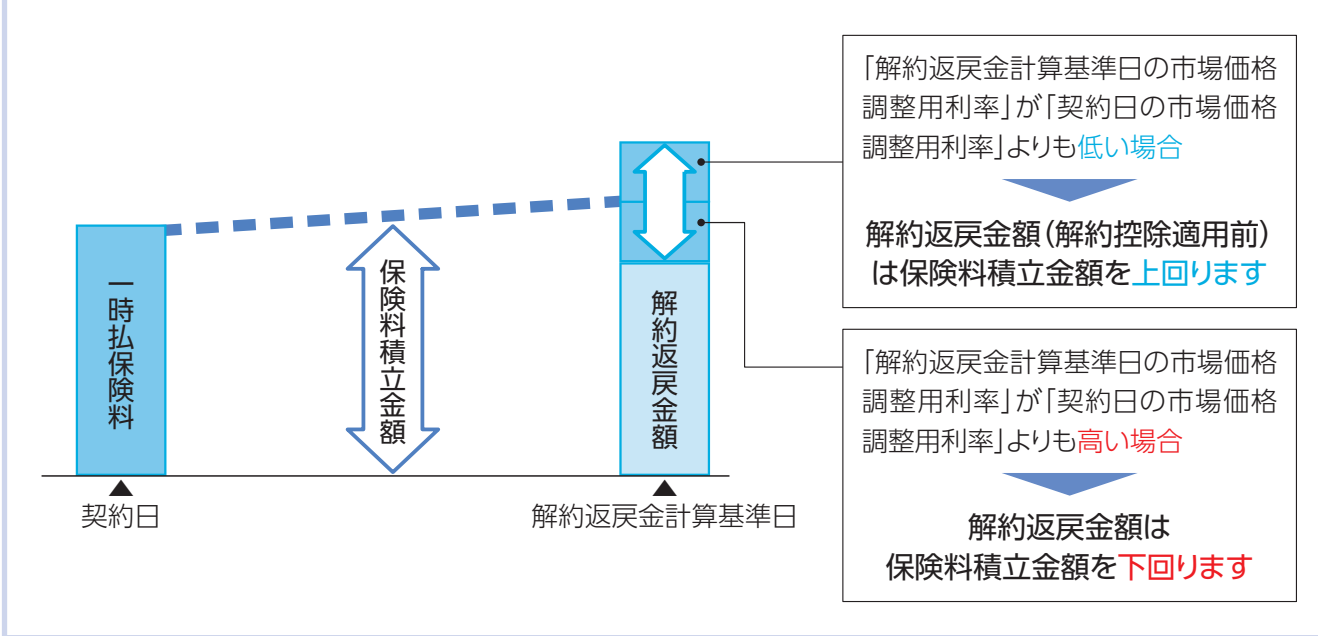
注意喚起情報

解約控除について

■解約または減額（一部解約）された場合や円建終身保険に変更する場合にご負担いただく費用です。
この費用は一時払保険料相当額に一定割合（契約日からの経過年数に応じた所定の控除率）を乗じた金額となります。

参照 解約控除についてはP30・31「注意喚起情報『お客さまにご負担いただく費用は以下のとおりです。』」をご確認ください。

解約返戻金額の変動イメージ（解約控除適用前）



- この「注意喚起情報」は、**ご契約に際して特に注意いただきたいことを記載しています**。「契約概要」および「ご契約のしおりー定款・約款」とあわせて、**ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください**。
- 特に保険金をお支払いできない場合（P38 **8**）など、お客さまにとって**不利益となることが記載された部分については必ずご確認ください**。
- また、現在ご加入中の生命保険契約の解約・減額を前提として本商品のお申込みを検討されている場合、お客さまにとって**不利益となる可能性がありますので、必ずご確認ください**。（P36 **5**）

お客さまにご負担いただく費用は以下のとおりです。

■保険期間中にかかる費用（*1）

- 死亡保障等に必要な費用を保険料積立金から毎月差し引いています（別途お払い込みいただくものではありません）。
- なお、契約の締結・維持に必要な費用は、積立利率の計算にあたってあらかじめ差し引いています。

（*1）これらの費用は、積立利率、被保険者の年齢、性別、経過期間、指定通貨等によって異なりますので表示しておりません。

初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加する場合

第1保険期間中は、上記費用に加えて、最低保証に必要な費用を保険料積立金から毎月差し引いています（別途お払い込みいただくものではありません）。そのため、初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加しない場合に比べて、基本保険金額・解約返戻金額等は小さくなります。

重度介護前払保険金を請求する場合

所定の期間に応じた利息を特約基準保険金額（請求額）から差し引きます。

ご契約から15年経過以後の解約返戻金額

$$\text{解約返戻金額} = \text{解約返戻金計算基準日}^{(*)}\text{の保険料積立金相当額}$$

詳細 解約返戻金等の金額例は「ご提案内容説明書（設計書）」をご確認ください。

→ 9 保険料の計算基準日について

- 保険料の計算基準日とは、契約年齢などの計算の基準となる日（契約日）をいい、この保険は責任開始日と同じ日となります。責任開始日は、保険契約上の保障が開始された日です。
- ご契約の引受けを住友生命が承諾した場合、一時払保険料のお払込みおよび告知がともに完了した時から保険契約上の保障が開始されます。

→ 10 お客さまにご負担いただく費用

- お客さまにご負担いただく費用は、「保険期間中にかかる費用」「通貨を換算する場合にかかる費用」「外貨のお取扱いにかかる費用」の合計額となります。

参照 P30・31「注意喚起情報『お客さまにご負担いただく費用は以下のとおりです。』」をご確認ください。

次ページにつづく

→3

申込み時・請求時(確認訪問)

申込内容などの確認のために訪問することがあります。

- 住友生命の確認担当職員または住友生命が委託した確認担当者が、申込内容、告知内容、保険金の請求内容等の確認のために訪問することがあります。
- 契約の際に、運転免許証等で、ご本人であることを確認します。

→4

申込み時(保障の開始)

住友生命が契約の申込みを承諾した場合には、
一時払保険料の払込みおよび告知がともに完了した時から
契約上の保障を開始(責任開始)します。



募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと住友生命の保険契約の締結を媒介する者で、申込みを承諾する権限がありません。したがって、保険契約は、住友生命がお客さまからの契約の申込みを承諾した時に成立します。

→5

申込み時(現在の契約を解約・減額して申し込む場合)

現在の契約を解約・減額して、本商品(新たな契約)の申込みを
検討している場合は、契約者にとって不利益となる
可能性がある点についてご確認ください。

- 現在加入の契約によって異なりますが、多くの場合、解約・減額時の解約返戻金額は、既払込保険料を下回ります。また、解約返戻金が多たない場合もあります。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の権利などを失う場合があります。
- 本商品(新たな契約)の申込みについては、職業について告知する義務があります。そのため、職業などによっては、**契約をお断りすることがあります**。また、その告知がされなかったために**契約が解除または取消しとなることもあります**。

参照 契約が解除または取消しとなる場合について詳細は、P34「注意喚起情報 2」をご確認ください。

- 現在の契約と本商品(新たな契約)の予定利率等は異なることがあります。なお、**予定利率等の低下等により、保険料が高くなる場合があります**。
- 本商品(新たな契約)の保障を開始(責任開始)する前に現在の契約を解約された場合、保障のない期間が発生することがあります。
- 解約・減額された契約を元に戻すことはできません。
- 現在の契約を解約・減額することなく、特約の中途付加・追加契約等の方法により保障内容の見直しができることもあります。お客さまご自身でも解約する商品(現在の契約)と本商品(新たな契約)の相違点や類似点を十分ご確認ください。

→6

契約後(解約と解約返戻金)

契約を途中で解約した場合の解約返戻金額は、
一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

- 契約当初15年間の解約返戻金額は市場価格調整を適用し計算するため、市場金利の変動により、解約返戻金計算基準日の保険料積立金額から増減します。また、契約当初10年間は解約控除を適用します。市場価格調整および解約控除等により、**解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります**。また、同様に、基本保険金額を減額する場合も、**解約返戻金額は、減額部分に対する一時払保険料相当額を下回ることがあります**。
- ※円建終身保険へ変更後は、市場価格調整および解約控除の適用はありません(なお、円建終身保険へ変更する場合、その原資となる解約返戻金額の計算には、市場価格調整および解約控除を適用します)。
- 解約返戻金額は、解約返戻金計算基準日の保険料積立金相当額に市場価格調整を適用し計算した金額から、一時払保険料相当額に一定割合(契約日からの経過年数に応じた所定の控除率)を乗じた金額を差し引いた金額となります。

参照 解約返戻金についてはP28・29「契約概要 8」をご確認ください。なお、所定の控除率についてはP30・31「注意喚起情報『お客さまにご負担いただく費用は以下のとおりです。』」の「解約や円建終身保険へ変更等する場合」をご確認ください。

詳細 解約返戻金について詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『解約返戻金』をご確認ください。

契約後(スミセイのご家族アシストプラスについて)

→7

スミセイのご家族アシストプラスには、ご家族登録サービス、契約者代理制度、被保険者代理制度があります。各制度に申し込む場合には、制度の内容について十分にご確認ください。

- ご家族登録サービスには、契約者が問い合わせできなくなった場合等にあらかじめ登録したご家族が、契約に関する内容について照会できるサービスなどがあります。

- ご家族登録サービスでは、登録したご家族による代理の手続きはできません。契約者や被保険者が手続きできない場合にご家族が代理の手続きを行うには、契約者代理制度・被保険者代理制度の申込みが必要です。この場合、保険契約者代理特約・被保険者代理特約を付加いただきます。

詳細 ご家族登録サービスについて詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『ご家族登録サービス』をご確認ください。

- 契約者代理制度とは、契約者が契約に関する手続きをする意思表示ができない場合等にあらかじめ指定した契約者代理人が住友生命所定の手続きを行うことができる制度です。

- 住友生命所定の手続きとは、住所変更、基本保険金額の減額、解約等の契約者が行う手続きをいいます。ただし、保険金等の受取人の変更など、**一部対象外となるものもあります**。

- 契約者が他に加入の契約も含めて、被保険者として認知症(器質性認知症)または軽度認知障害に該当することを支払理由とする保険金等の支払いを受けた以後は、**契約者が手続きを行う際に、契約者代理人の同意を得ることが必要です(*)**。

(*)保険金等の請求手続きには同意は不要です。

- 契約者や契約者代理人が死亡されたときなどの場合には、保険契約者代理特約は消滅します。
- 将来、契約者の意向に沿った手続きを契約者代理人が円滑にできるように、契約者から契約者代理人に、事前に契約内容や契約者がご自身で手続きができない場合に契約者代理人が代理することができる手続きの内容などをご説明ください。

詳細 契約者代理人による代理手続きの対象となる場合や手続きの詳細、保険契約者代理特約が消滅する場合について詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『保険契約者代理特約、被保険者代理特約』の『(1) 保険契約者代理特約』をご確認ください。

- 被保険者代理制度とは、被保険者が保険金などを請求する意思表示ができない場合等にあらかじめ指定した被保険者代理人が保険金などの請求を行うことができる制度です。

- 保険金などの円滑な請求のためにも、契約者から被保険者代理人に、事前に契約内容などをご説明ください。

- 契約者代理人・被保険者代理人は、代理手続きを行う時点において所定の要件を満たしていることが必要です。

詳細 契約者代理人・被保険者代理人の所定の要件について詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『保険契約者代理特約、被保険者代理特約』の『契約者代理人、被保険者代理人について』をご確認ください。

請求時(お支払いできない例)

→8

保険金の支払理由が発生しても、お支払いできない場合があります。

保険金をお支払いできない場合の例

- 責任開始期前の不慮の事故による傷害を原因とする場合**

- 災害死亡保険金は支払いませんが、死亡保険金を支払います。

- 告知内容が事実と相違し、契約が**告知義務違反により解除された場合**

- 保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または死亡保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなどの**重大事由により契約が解除された場合**

- 詐欺により**契約が取り消された場合**や、保険金の不法取得目的があつて**契約が無効になった場合**(なお、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。)

- 保険金の**免責事由に該当した場合**

- (例: 責任開始日から起算して3年以内の自殺によるとき、受取人などの故意または重大な過失によるときなど)

請求時(手続きとお願い)

→9

お客さまからの請求に応じて、保険金をお支払いします。支払理由が生じたときだけでなく、お支払いの可能性があるとと思われる場合や不明な点が生じたときなども、すみやかに住友生命のお問合せ窓口まで必ずご連絡ください。

- 請求手続きに際して、**他に加入している住友生命の契約についても、お支払いの対象となることがありますので、不明な点があるときは、お客さま自身で判断せず、すみやかに住友生命のお問合せ窓口まで必ずご連絡ください**。

(連絡の際には、被保険者の傷病名や障害状態等をあらかじめご確認ください。)

- 手続きに関するお知らせなど、重要な案内ができないおそれがありますので、契約者の住所などを変更された場合は必ずご連絡ください。

詳細

- 支払理由、請求手続きなどについて詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『特徴としくみ』『死亡保険金などのご請求手続きの流れ』をご確認ください。

- 契約内容の変更について詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『受取人・住所などの変更手続き』をご確認ください。

→10

諸制度(相互会社制度)

相互会社の社員には、社員の代表である総代を選出する
信任投票の権利などがあります。

- 住友生命は「相互会社」です。契約者が会社の構成員すなわち「社員」となります。
- 住友生命は、保険業法に基づき、株式会社の株主総会にあたる意思決定機関として「総代会」を設置しています。社員には、社員の代表である総代を選出する信任投票の権利などがある一方、保険料の払込義務があります。

→11

諸制度(経営破綻時などの取扱い)

生命保険会社が経営破綻した場合などには、
保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
- 住友生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

→12

諸制度(税金の取扱い)

ご加入の生命保険の税金の取扱いについてご確認ください。

- この保険の税務上の取扱いについては、以下の基準により外貨を円換算したうえで、円建の契約と同様に取り扱います。

		円換算日	換算時の為替レート ^(※1)
一時払保険料		保険料領収日	円換算日 ^(※2) 最終のTTM
解約返戻金		解約返戻金計算基準日	円換算日 ^(※2) 最終のTTM
(災害)死亡保険金	所得税(一時所得)の対象となる場合	被保険者の死亡日	円換算日 ^(※2) 最終のTTM
	相続税・贈与税の対象となる場合	被保険者の死亡日	円換算日 ^(※2) 最終のTTB

- (※1) 住友生命が指標として指定する金融機関が公示する為替レートとします。
- (※2) 住友生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その金融機関の直前の営業日となります。
- 一時払保険料を円貨で払い込む場合は、円貨払込額となり、また、指定通貨以外の外貨(米ドルまたは豪ドル)で払い込む場合は、指定外通貨払込額を円換算した金額となります。
 - 解約返戻金・(災害)死亡保険金を円貨で受け取る場合や円建終身保険へ変更した後に保険金等を受け取る場合は、円貨で受け取った金額となります。

- 一時払保険料は、お払い込みいただいた年に限り一般生命保険料控除の対象となります。
- 解約または減額された場合は、解約返戻金から一時払保険料を差し引いた金額に対して、所得税(一時所得)と住民税が課税されます。

解約返戻金から一時払保険料を差し引いた金額に対する課税
所得税(一時所得) ^(※3) + 住民税

- (※3) {(解約返戻金) + (配当金) − (一時払保険料)^(※4) − (特別控除50万円)} × 1 / 2 で計算した所得について課税されます。なお、特別控除額50万円は各々の契約の解約返戻金額に対してではなく、年間の一時所得合計額に対しての控除です。
- (※4) 減額があった場合は、一時払保険料から、すでに受け取った解約返戻金に対する必要経費合計額が差し引かれます。

- 契約者・被保険者・死亡保険金受取人の関係によって、税務上の取扱いは以下のとおりとなります。

	契約形態	税務上の取扱い
(災害)死亡保険金	契約者と被保険者が同一人の場合	相続税
	契約者と受取人が同一人の場合	所得税(一時所得)・住民税
	契約者・被保険者・受取人がそれぞれ別人の場合	贈与税

- 重度介護前払保険金は、被保険者が受け取る場合、全額非課税となります。

詳細 「ご契約のしおりー定款・約款」の『生命保険と税金』をご確認ください。また、上記の税務にかかわる説明は2022年4月現在の内容で、将来変更されることがあります。なお、税務取扱いに関して不明な点がある場合は、所轄の税務署や税理士等の専門家にご相談・ご確認ください。

